

ページ	項目	2021	2022	改定ポイント
4	1. 判断基準の基本方針 新型コロナウイルスの影響 = 不可抗力	〔理由〕 ①政府・自治体の決定 ②ウイルスのワクチン、治療薬が普及していない ③無症状感染者からの感染予防が困難 ④治癒まで2週間以上かかる	〔理由〕 ①政府・自治体の決定 ②ウイルスのワクチン 3回目接種の未完了 、治療薬が普及していない ③無症状感染者からの感染予防が困難 ④ 陽性者は療養解除まで10日間、濃厚接触者は待機解除まで7日間かかる	※ワクチン接種状況を反映 ※政府の設定による
	不可抗力の適用範囲	-2. 試合エントリー予定選手数に満たない ③ 自主的に参加を見合わせる対象者 ●体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ●同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる ●過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合	2. 試合エントリー予定選手数に満たない ③ 自主的に参加を見合わせる対象者 ●体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ●同居家族や身近な人に 発熱等の風邪症状があり体調の良い方がいる ● 過去7日以内 に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 ※オミクロン株の特徴を踏まえた対応 2022年1月以降感染が拡大しているオミクロン株については、感染から短期間で発症する特徴をふまえ、同居家族や身近な人に軽度であっても体調の良い症状がみられる場合は、感染が疑われるため、自主的に参加を見合わせる対象者とする。	※オミクロン株の特徴を踏まえた対応として追記 ※政府の設定による ※オミクロン株の特徴を踏まえた対応として追記
5	2. 試合エントリー予定選手数	-2. 試合エントリー予定選手数 ③ 自主的に参加を見合わせる対象者 ●体調が良くない場合 （例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ●同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる ●過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合	③ 自主的に参加を見合わせる対象者 ●体調が良くない場合 （例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ●同居家族や身近な人に感染が疑われる 発熱等の風邪症状があり体調の良い方がいる ● 過去7日以内 に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 ※オミクロン株の特徴を踏まえた対応 2022年1月以降感染が拡大しているオミクロン株については、感染から短期間で発症する特徴をふまえ、同居家族や身近な人に軽度であっても体調の良い症状がみられる場合は、感染が疑われるため、自主的に参加を見合わせる対象者とする。	※オミクロン株の特徴を踏まえた対応として追記 ※政府の設定による ※オミクロン株の特徴を踏まえた対応として追記